

第3次 山都町行政改革 大綱及び実施計画

阿蘇山麓のまち



山都町

YAMATO-CHO
KUMAMOTO/JPN

令和4年3月

山 都 町

1 これまでの行政改革の取り組み

本町は、平成 17 年 2 月 11 日に 3 町村が合併し「山都町」として誕生しました。

平成 18 年 3 月に「第 1 次山都町行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定し、組織機構改革、人材育成、自治振興区制度の導入及び財政健全化の推進などに取り組んできました。平成 28 年 12 月には、「第 2 次山都町行政改革大綱」を策定し、行政改革の推進に取り組みました。

第 2 次山都町行政改革の取組

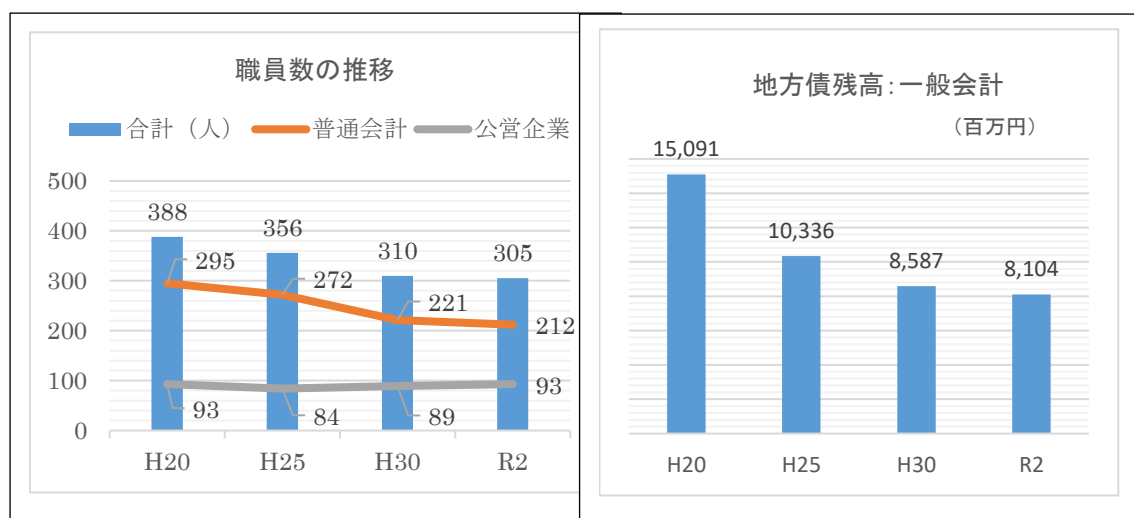
1 行政運営の効率化による効果的なサービス提供の推進

①老人ホームの民営化（平成 30 年 4 月民間移譲）、保育所の統廃合（平成 28 年 3 月 2 園閉園、平成 29 年 4 月 3 園→1 園に統合）

②投票区の再編（53 カ所→18 カ所）等

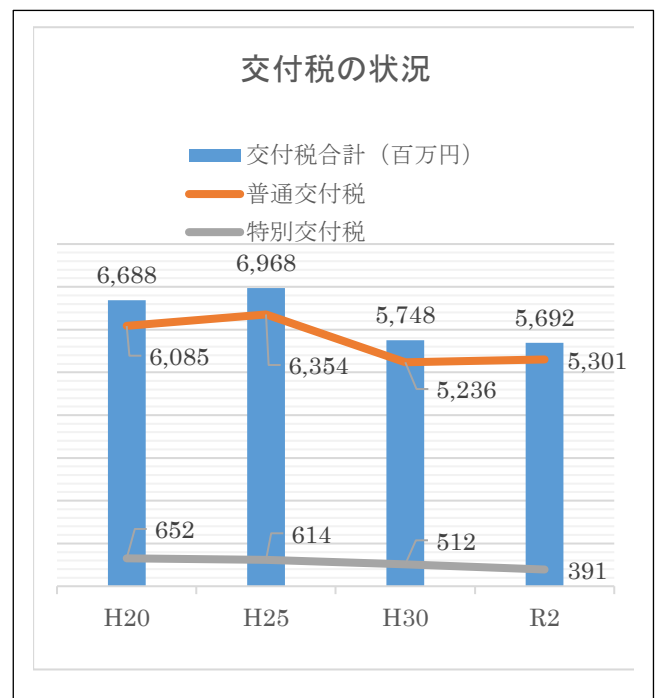
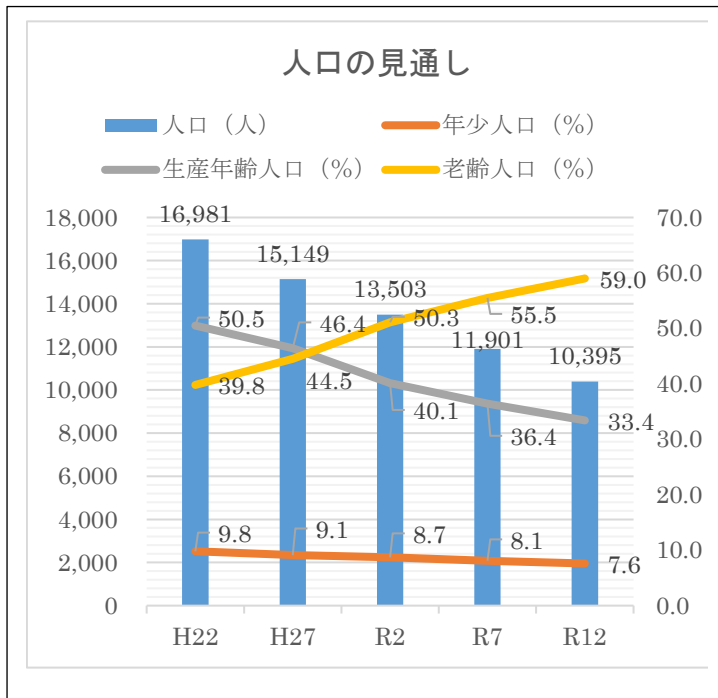
2 職員の定員管理及び人材育成の推進（定員管理、人事評価制度の導入）

3 財政運営の健全化の推進



現状と課題

平成 17 年 2 月国勢調査では本町の人口は 18,763 人でしたが、令和 2 年の国勢調査においては 13,503 人となり、高齢化率は 50.3%で、少子高齢化が進展しており、生産年齢人口も減少しています。また、財政面では、普通交付税の合併算定替措置の終了が財政運営に与える影響も大きく、施策の実現のためには限られた財源、人的資源を効率的に活用していく必要があります。



2 第3次行政改革の考え方及び基本方針

本町における地方創生を推進すべく、令和2年度に策定した「第2次山都町総合計画後期計画」を基本として、重点的に進めていく施策として「第2期山の都総合戦略」を策定しました。国が進める地方創生の取り組みや新たな行政課題（人口減少、少子高齢化対策）への対応など、重点課題や社会情勢の変化に応じた対応が求められます。

①地方創生への取組（持続可能なまちづくり：※SDGs、移住定住、交流人口拡大等）

※SDGs: Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015年の国際連合総会で採択されたすべての国の目標

②高速道路開通に向けたまちづくり、ランドデザインプロジェクトの推進

③行政のデジタル化の集中改革

④その他 不測の事態への対応（地震・豪雨等災害、コロナ禍における対応等）

多様なニーズに対応するため、行政サービスを画一的なものから、柔軟で多面的なものに転換していくとともに、行政運営の高度化と効率化を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、第3次行政改革においては、多様化、高度化す

る行政課題へ適切に対応しながら、町の持続的な発展を促すため、限られた人的資源や財源を最大限に活用し、効率的・効果的な行財政運営の仕組みの構築を目指します。

以下の「3つの柱」を基本として、全庁・全職員一丸となって取り組んでまいります。

基本方針

(1) 行政運営の効率化による効果的な行政サービス提供の推進

- ・自治体※DX の推進(デジタル技術活用による住民サービスの向上及び事務の効率化)

※DX: Digital Transformation の略。デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術の活用による変革。

- ・業務改善の推進(事務事業の見直し、現行の制度・慣行の見直し)

(2) 職員の適確な配置と人材育成の推進

- ・重点施策推進のための人員配置
- ・人材マネジメントの強化(①人材確保、②人材育成、③適正配置、④職場環境の整備)
- ・人事評価制度の確立及び評価結果の活用

(3) 財政運営の健全化の推進

- ・計画的な財政運営
- ・公有財産の適切な管理
- ・財源確保

3 推進期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

ただし、社会経済環境の変化に弾力的に対応するため、必要な場合は見直すこととします。

4 推進体制と進行管理

山都町行政改革推進本部等設置要綱に基づき、次の体制で行政改革を推進します。

(1) 推進体制

①行政改革推進本部

本部長を町長、副本部長を副町長、本部員を教育長及び各課長として組織し、行政改革を推進するための方針決定に関することなどを行います。

②行政改革幹事会

幹事長を副町長、副幹事長を総務課長が務め、幹事は幹事長が指名して組織します。行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革案の検討などを行います。

③行政改革検討委員会

行政改革幹事会の幹事長の指名により必要に応じて設置し、同幹事会の事務を遂行します。

(2) 進行管理

本大綱と実施計画の進行管理は、行政改革推進本部において、毎年度取組状況を確認し、進捗に課題があるものは適宜見直しを行います。

また、推進状況について町ホームページ等を活用して公表します。

第2次山都町総合計画（本町最上位計画）の実現

山の都の将来像「輝く！！ みんなでつくる「山の都」のものがたり」

- 1 「山の都」の未来に光をあてる人づくり
- 2 「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり
- 3 「山の都」での暮らしを守る環境づくり
- 4 「山の都」の個性が輝く地域づくり
- 5 効果的な行財政運営

「山の都の
ものがたり」の実現

第3次行政改革大綱

行財政改革の
具体化策

基本方針

- 1 行政運営の効率化による効果的な行政サービス提供の推進
- 2 職員の適確な配置と人材育成の推進
- 3 財政運営の健全化の推進

行政運営

人材育成

財政運営

行財政改革推進の重点事項

- 1) 行政サービスの向上
- 2) 自治体 DX の推進
- 3) 行政組織の効果的な運営
- 4) 適確な人材の確保と育成
- 5) 公有財産の適切な管理
- 6) 財源の確保
- 7) 地方公営企業等の経営健全化

5 行政改革の重点事項

1 行政運営の効率化による効果的な行政サービス提供の推進

(1) 行政サービスの向上

デジタル技術やデータを活用して行政手続きにおける住民の負担軽減と利便性の向上に繋がります。具体的には行政手続きにおける押印の廃止、添付書類の簡素化、キャッシュレス決裁の導入など、書面、対面等の現行の制度・慣行を見直し、デジタル技術の活用を推進します。

一方で、対面的な対応が必要な方への対応についても、事務手続きの簡素化や、接遇・対応力の強化を図ります。

(2) 自治体 DX の推進

国が定める「自治体 DX 推進計画(令和 2 年 1 2 月 2 5 日総務省)」を踏まえつつ、町自らの創意工夫による DX を推進するとともに、様々な行政サービスのデジタル化に取り組み、住民の利便性の向上や、業務の効率化を図ります。

具体的には情報システムの標準化・共通化における共通基盤の利用による業務負担・経費の削減や、電子決裁システムや文書管理システムなどの導入により、紙媒体の削減と業務の効率化を図ります。また、マイナンバーカードの普及促進に早急に取り組み、オンライン申請など今後のデジタル化社会への対応へ繋がります。

現行の事務事業の見直しについても※RPA・※AI-OCR などのデジタル技術の活用を積極的に進めます。

※PRA : Robotic Process Automaition の略。ソフトウェアロボットによる業務の自動化

※AI-OCR : Artificial Intelligence-Optical Charactar Reader の略。人工知能技術を取り入れた光学文字読取機能

2 職員の適確な配置と人材育成の推進

(1) 行政組織の効果的な運営

新たな行政課題への対応と既存の業務の見直しにより、必要に応じて組織の改編を行います。また、効率的な組織とするために、職員の能力開発を進め、「人材育成基本方針(平成 1 8 年 3 月策定)」の改定をは

じめ、職員の意欲・適正を最大限に活かすことのできるシステムを構築していきます。

また、「山都町学校規模適正化基本方針（仮称・策定中）」に基づき、学校の再編、教育環境の整備に取り組みます。

町立保育園については「子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月策定）」に基づき、そのあり方について検討を行います。また、「民間委託等推進ガイドライン（平成２７年７月策定）」に基づき業務の民間活用の推進に取り組みます。

（２）適確な人材の確保と育成

行政ニーズの高度化・多様化に対応するため、従来のやり方にこだわらない柔軟な採用方法を取り入れ、多様な人材の確保を行います。

また、複雑高度化する住民ニーズに適確に対応していくために、職員の能力向上を目的に、「人材育成基本方針」の改定を行います。人材育成の目的及び求められる職員像を明確にし、職員研修の充実、※人材マネジメントの強化を図ります。

※人材マネジメント：目標を達成するために人材を活用する仕組み。

また、※会計年度任用職員の配置や民間への業務委託について、業務内容の整理と点検を行いその必要性を検討します。定年延長については法改正に備えて準備を進め、高齢者層職員がこれまで培ってきた知識や経験を発揮できるような環境を整えます。

※会計年度任用職員：一会計年度内で任期を定める職員。

3 財政運営の健全化の推進

（１）公有財産の適切な管理

公有財産については、「山都町公有財産活用基本方針（令和元年１１月策定）」で基本的な考え方を示しており、特に遊休財産については売却や譲与、貸付などその財産の状況に応じた対応を取ること、そして財産総量の縮減を進めるとしてしています。同方針に沿った取り組みで財政負担の軽減と保有財産の適正規模への見直しを進めます。

また、公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた「公共施設

等総合管理計画（平成27年度3月策定、令和3年度改訂予定）」に基づき更新・統廃合・長寿命化に計画的に取り組めます。

（2）財源の確保

債権回収について、町税の滞納整理事務の本庁一括化により効率化を図るとともに、他の債権についても滞納額の減少に向けた取り組みを強化します。

使用料・手数料について、料金の改定と減免規定の適正な運用により、受益者負担の適正化を図ります。補助金については「補助金交付の適正化に関するガイドライン（平成29年4月策定）」に基づきその検証を常に行い、見直しによる選択と集中を図ります。

普通財産の貸付料について算定基礎を統一し、その不均衡を解消します。

自主財源の確保のため、ふるさと納税制度（企業版含む）を推進します。

（3）地方公営企業等の経営健全化

公営企業は病院事業と水道事業があり、病院事業については平成29年7月に策定した「そよう病院新改革プラン」の改定を行います。また、現在は地方公営企業法の財務のみを適用していますが（一部適用）、経営責任の明確化による自立を目指すため、引き続き同法の全部適用についても検討をします。

水道事業については、平成31年度に上水道と簡易水道を統合しました。今後は「水道ビジョン（令和2年7月策定）」に基づき、民間的経営手法の導入や広域連携を図ります。

第三セクターについては、資本金等の4分の1以上を町が出資する法人が4団体あり、「第三セクターの経営健全化に関する指針（平成29年3月策定）」と債務超過法人を対象とした「第三セクター等の経営健全化方針（令和元年9月策定）」に基づき、抜本的改革に取り組めます。

※体系表

基本方針	重点項目	取組項目
1 行政運営の効率化による効果的な行政サービス提供の推進	(1) 行政サービスの向上	○行政手続きにおける書面・押印の見直し
		○システムを活用した各種証明書の交付
		○公金等収納方法等の拡充
		○地籍調査窓口業務の分散
	(2) 自治体DXの推進	○情報システムの標準化、共通化
		○マイナンバーカードの普及促進
		○行政手続きのオンライン化
		○※RPA、AI-OCR等の利用促進
		○システム導入による業務効率化
		○テレワークの推進
○セキュリティ対策の徹底		
2 職員の適確な配置と人材育成の推進	(1) 行政組織の効果的な運営	○組織の改編
		○小中学校の教育環境の充実と学校規模の適正化
		○公立保育園のあり方検討
		○地域包括支援センターの業務委託
	(2) 適確な人材の確保と育成	○多様な人材の確保
		○人材育成基本方針の改定
		○職員研修の充実
		○職員提案制度の活用促進
3 財政運営の健全化の推進	(1) 公有財産の適正な管理	○公共施設等の総合的な管理
		○廃校施設の活用又は処分
		○観光施設の存続・廃止方針の決定
	(2) 財源の確保	○徴収事務の効率化
		○町有未利用地の売却推進
		○普通財産貸付料の見直し
		○一般廃棄物処理手数料の見直し
		○観光施設使用料の見直し
		○体育施設使用料の見直し
		○ふるさと納税制度の推進

基本方針	重点項目	取組項目
	(3) 地方公 営企業等の経 営健全化	○病院事業の経営健全化
		○水道事業の経営健全化
		○水道事業の広域連携の推進と官民連携手法の検討
		○第三セクターの抜本的見直し